赤磐市共同募金委員会 赤い羽根まちづくり福祉活動助成事業実施要綱

平成25年|0月|日 要綱第6号

(目的)

第 | 条 この要綱は、赤磐市共同募金委員会(以下「本会」という。)が、地域福祉の充実・強化を 図る団体等を支援するため、助成金を交付する場合に、その交付に関し必要な事項を定めることを 目的とする。

(助成対象団体)

第2条 助成の対象団体は、本会が実施する共同募金運動への参加・協力が見込める団体のうち、赤磐市における福祉課題の解決に向けて、住民相互の「たすけあい」による非営利の福祉活動に取り組む団体又はあかいわボランティアセンター登録団体とする。ただし、政治・宗教等特定の思想の普及に関わる団体及び反社会的勢力と関係を有する団体は助成対象外団体とする。

(助成対象事業)

- 第3条 助成対象となる事業は、次の各号に掲げる活動とする。ただし、同一の目的で、他の助成金・補助金等を受ける事業、道路運送法(昭和26年法律第183号)第78条第2号に規定する福祉有償運送、介護保険法(平成9年法律第123号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(平成17年法律第123号)に基づくサービス事業は助成対象外事業とする。
 - (1) 居場所づくりを目的とした活動
 - (2) 外出支援を目的とした活動
 - (3) 生活支援を目的とした活動
 - (4) あかいわボランティアセンター登録団体が行う地域福祉活動に必要な備品整備

(対象経費)

- 第4条 対象経費は、前条の事業を推進するために直接必要な経費のみとする。ただし、次の各号に 掲げる経費は助成の対象外とする。
 - (1) 会員、構成員の親睦に係る飲食費又はそれに類するもの
 - (2)団体の通常の運営に係る経費
 - (3) 団体の事務所となる家屋等の賃借料又は改補修費用等
 - (4) 研修等の参加費や講師等への高額な報酬・交通費等
 - (5) 使用頻度の低い器材等の購入費等

(助成限度額及び助成期間)

- 第5条 助成限度額は次のとおりとする。
 - (1) 第3条第1号、第2号、第3号の規定に係る事業は、1団体につき10万円とする。
 - (2) 第3条第4号の規定に係る事業は、1団体につき5万円とする。
- 2 同一団体による助成期間は3か年を上限とする。

(助成対象事業実施期間)

- 第6条 助成対象事業実施期間は、助成を受けようとする当該年度の4月 | 日から2月末までとする。 (助成金交付申請)
- 第7条 助成金の交付を受けようとする団体等は、赤い羽根まちづくり福祉活動助成事業申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)を本会会長(以下「会長」という。)に提出するものとする。 (助成金交付決定)
- 第8条 会長は、前条の規定により助成金の申請があったときは、申請書を審査し、当該年度の予算 額の範囲内で助成団体、助成額を決定する。なお、助成額を減額する場合もある。
- 2 助成の決定は、赤い羽根まちづくり福祉活動助成事業助成金交付決定書(様式第2号)(以下「決定書」という。)により通知する。

(助成金交付方法)

第9条 決定書を受け取った団体等は、赤い羽根まちづくり福祉活動助成事業助成金交付請求書(様

式第3号)(以下「請求書」という。)を会長に提出するものとする。

- 2 助成金の交付は、請求書により、助成団体等の口座への振込み、又は現金で支払うものとする。 (変更の届出)
- 第 I O条 助成金の交付決定の内容に変更が生じたときは、赤い羽根まちづくり福祉活動助成事業助成金変更交付請求書(様式第 4 号)により速やかに会長に届け出るものとする。

(事業実施報告)

第 I I 条 助成事業完了後、速やかに赤い羽根まちづくり福祉活動助成事業実施報告書(様式第5号) に事業に要した領収書及び事業実施が確認できる資料を添付し、会長に提出するものとする。

(助成事業の広報)

- 第 I 2条 申請者は助成を受けた事業等の実施に際し、赤い羽根共同募金の助成事業である旨を明示 するものとする。
- 2 申請者は共同募金の理解促進のため、助成を受けた内容について、本会の広報紙等への掲載を承 諾するものとする。

(助成金交付決定の取り消し又は返還)

- 第 | 3条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部の返還を命ずる ことができる。
 - (1) 助成金の交付申請に不正の事実があったとき
 - (2)助成金の目的外使用があったとき
 - (3) 助成を受けた活動を中止又は事業実施期間内に実施できないとき
 - (4) 実際の活動費総額に対し、既にその額を超える助成金が交付されているとき
 - (5) その他、この要綱に違反したと認められたとき

(その他)

第 | 4条 この要綱に定めるもののほかに、必要事項は会長が別に定める。

附 則

- Ⅰ この要綱は、平成25年 Ⅰ0月 Ⅰ日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年 | 2月 | 日から施行する。
- 3 この要綱は、平成27年|2月|5日から施行する。
- 4 この要綱は、平成28年 | 2月2日から施行する。
- 5 この要綱は、平成29年12月22日から施行する。
- 6 この要綱は、平成3 | 年3月5日から施行する。
- 7 この要綱は、令和2年3月10日から施行する。
- 8 この要綱は、令和2年 | 2月 | 日から施行する。
- 9 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 10 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。